

## 奈良県地球温暖化防止活動推進センター指定団体

### 募集要項

#### 第1 趣旨

奈良県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点となる奈良県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）の指定を希望する団体を募集します。

なお、県センターは、法第38条第2項の規定に基づく事業を行うものとします。

#### 第2 参加資格

応募できる団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）であって、以下の各号のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 定款又は寄付行為の目的に、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る趣旨が記されていること。
- (2) 県内に事務所を有し、県内全域を活動範囲としていること。
- (3) 令和8年1月27日現在、県内における地球温暖化防止を含む環境の保全に関する事業、調査・研究等について2年以上の活動歴があること。なお、民法法人又はNPO法人設立後2年を経過していない場合又は応募時点で法人格を有していない場合は、任意団体時の活動を含むものとする。
- (4) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体ではないこと。
- (5) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
- (6) 特定の公職にある者（候補者）、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。

#### 第3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（なお、法第38条第5項の規定により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。）

#### 第4 参加方法

県センターの指定を希望する法人団体は、参加意思表明書及び事業計画書を指定の提出期間までに提出してください。

#### ＜参加意思表明書等の提出＞

- (1) 提出期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月13日（金）午後5時まで

（開序日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2) 提出場所

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係  
〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階  
TEL : 0742-27-8016 FAX : 0742-27-5280  
E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。  
なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4) 提出書類

- (ア) 参加意思表明書【様式 1】
- (イ) 活動歴報告書【様式 2】
- (ウ) 役員等に関する調書【様式 3】
- (エ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書【様式 4】
- (オ) 直近 2 事業年度の財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書）

※民法法人又はN P O 法人の設立後 2 年を経過していないため、又は応募時点で法人格を有していないために、2 年分添付できない場合は、今後 2 年以上の事業計画（収支見込み・利益計画、資金繰り表等）を添付してください。

- (カ) 定款又は寄附行為の写し
- (キ) 法人登記事項証明書の写し

※提出された参加意思表明書等の内容については審査の上、その結果を通知（事業計画書提出依頼又は非選定通知）します。参加資格要件を満たさない法人団体については事業計画書を提出することはできません。

(5) 提出部数

上記（4）の提出書類を各 1 部提出してください。

**<事業計画書の提出>**

(1) 提出期間

奈良県から通知する事業計画書提出依頼日から令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時まで  
(開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。)

(2) 提出場所

「参加意思表明書等」の提出と同じ

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。  
なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

#### (4) 提出書類

以下の項目について、別表の選定基準を参考に事業計画書【様式5】を作成し、提出してください。

- (ア) 団体の概要に関する調書
- (イ) 県からの委託事業に係る事業計画
- (ウ) 国・その他団体の補助事業に係る事業計画
- (エ) 自主事業に係る事業計画
- (オ) (イ)～(エ)に係る収支予算書

#### (5) 提出部数

上記(4)の事業計画書を正1部、副5部提出してください。

### 第4 質問及び回答

#### (1) 受付期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月5日（木）午後5時まで

（開序日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

#### (2) 質問方法

質問票【様式6】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて送付してください。

なお、電子メールの場合は、件名を「県センター指定団体募集に関する質問」としてください。

※審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。

#### (3) 提出場所

上記「第3 参加方法」の提出場所と同じ。

#### (4) 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和8年2月10日（火）午後5時までに、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課ホームページに掲載します。

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

### 第5 指定団体の選定方法

県が別に定める委員により組織された「奈良県地球温暖化防止活動推進センター指定団体選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、下記のとおりヒアリングにより選定します。

#### (1) ヒアリングの開催日時等

参加申込者に対して別途通知します。

#### (2) 開催方法

オンライン形式で実施します（参加URLは、開催日時等と併せて通知します）。

※評価委員会においてのヒアリングは先に提出された事業計画書のみにより実施し、パワーポイント等のスライドの共有はできません。

#### (3) 審査

別表の「奈良県地球温暖化防止活動推進センター指定団体選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した法人団体を県センターとして指定します。

#### (4) 結果通知

審査結果は、全参加者に通知します。

### 第6 活動経費

県センターの活動に要する経費は、国や県等からの委託・補助事業の活用のほかは、原則として指定を受けた団体が負担することとなります。なお、令和8年度に奈良県が県センターへ委託を予定している業務は以下の（1）～（4）のとおりです。

#### (1) ストップ温暖化推進員養成講座の開催・周知広報（500千円程度）

県内で排出される二酸化炭素の削減を積極的に働きかけるため、地球温暖化の現状や対策の重要性、具体的な措置等について十分な理解を促す研修を実施し、地球温暖化防止活動を推進していく地域のリーダーとなる「奈良県ストップ温暖化推進員」を養成する（年2回の開催を想定）。

#### (2) ストップ温暖化推進員スキルアップ研修の開催（1,500千円程度）

上記養成講座を経て委嘱された推進員へのその後のフォローアップとして、スキルアップ研修を定期的に開催（年3回の開催を想定）。

#### (3) うちエコ診断の実施・運営（1,100千円程度）

環境省が認定した診断士が各世帯に対し、家庭の光熱費やエネルギー消費量、ライフスタイルに関する情報をもとに、具体的な省エネ対策を提案。

#### (4) C O O L サポーター養成研修の実施・運営（900千円程度）

今後の未来に直接関わる課題として主体性を持ちやすい大学生を対象に、県内で実施されている普及啓発活動を実際に体験してもらうことを主眼に置いた体験型研修を開催。

※ () 内に記載する金額は各業務にかかる経費目安であり、奈良県の令和8年度予算成立時において金額が変更される場合があります。

### 第7 県センター指定後の報告

県センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）第9条の規定に基づき、毎年度の事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後に事業報告書及び収支決算書を知事あてに提出しなければなりません。

(別表) 奈良県地球温暖化防止活動推進センター指定団体 選定基準

評価項目		評価基準	配点
(1) 企画提案力 (60点)	センター取組方針	①奈良県の現状及び今後の目標を踏まえつつ、県センターに期待される役割を理解した取組方針となっているか。	10
	県委託事業	②県からの委託事業について、事業の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	15
	国補助事業	③国の補助事業等について、地球温暖化防止対策として効果が期待できるものとなっているか。	15
	地球温暖化防止活動推進員の活用等	④「地球温暖化防止活動推進員」を活かした事業の提案はあるか。また、他の団体や行政と協力した活動の提案はあるか。	10
	事業計画	⑤事業計画書に記載する事業を実施するにあたっての予算規模、積算方法は適正か。	10
(2) 業務遂行力 (40点)	人員確保	⑥センターとしての事業活動が継続的に実施できる体制となっているか（組織体制、人員配置、人材育成）	10
	業務実施体制 実施スケジュール	⑦業務内容の円滑な履行が可能なスケジュールが具体的に示されているか。	10
	財政基盤	⑧団体の収支・資産状況を鑑み、センター業務を安定的に運営する能力を有するか。	10
	業務実績	⑨過去2年間で、国・地方公共団体及びその他民間団体等と連携した、地球温暖化対策等環境保全に関連した活動実績があるか。	10
合計			100

- ・評価点は100点満点とし、評価項目ごとの採点と係数の積を合算して求める。
- ・①～⑨の項目について、十分(5点)、ある程度十分(4点)、普通(3点)、必要最小限である(2点)、不十分(1点)とする。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)抜粋

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」という。)として指定することができる。

- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
  - 一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
  - 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
  - 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
  - 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
  - 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
  - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業(同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）抜粋

(指定の申請)

第六条 法第三十八条第一項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 事務所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄付行為
  - 二 登記事項証明書
  - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
  - 四 法第三十八条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
  - 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の変更)

第七条 地域センターは、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- 2 地域センターは、前条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

(欠格事由)

第八条 地域センターは、法第三十八条第六項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して二年を経過していない者を同条第二項第二号、第三号又は第六号（同項第二号又は第三号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

(都道府県知事等への報告等)

第九条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第三十八条第一項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

- 2 地域センターは、毎年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に關し報告又は資料の提出を求めることができる。